

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯標）
発生日時	令和6年7月22日 11時41分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港（博多港東航路第1号灯標） 博多港端島灯台から真方位112° 1.0海里付近 （概位 北緯33° 38.2′ 東経130° 21.3′）
事故の概要	貨物船第三十八芳成丸は、西南西進中、灯標に衝突した。
事故調査の経過	令和6年10月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三十八芳成丸、488トン
船舶番号、船舶所有者等	132320、株式会社吉田マリーン
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷側中央部の防舷材に擦過傷 灯標 防護枠等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、積荷役を終えて、ポートルラジオから博多港中央航路（以下、航路及び区については、「博多港」を省略する。）に大型船の入航予定がある旨の情報提供を受けた後、第2区アイランドシティ第8号岸壁を出航して、伊万里港に向かった。</p> <p>船長は、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させて単独で船橋当直につき、手動操舵により約11ノットの対地速力で、本船を東航路に沿って西南西進させた。</p> <p>船長は、本船が福岡市西戸崎南東方沖に至った頃、中央航路に入航する大型船を同市能古島北東方沖に視認した。</p> <p>船長は、本船と大型船との間に危険な状況はなかったものの、同船に意識を向けて目視しながら、ふだんどおり中央航路に向けて変針しようと思っていたところ、衝撃を感じ、本船が東航路第1号灯標（以下「本件灯標」という。）に衝突したことに気付いた。</p> <p>船長は、ポートルラジオ経由で、海上保安庁に本事故の発生を通報した後、本船を航路外で錨泊させた。</p> <p>船長は、ふだんレーダー及びGPSプロッターを利用して自船及び本件灯標の位置を確認しながら中央航路に向けて変針していたが、本事故発生時は、大型船に意識を向けており、レーダー等で自船及び本件灯標の位置を確認していなかった。（図1参照）</p>

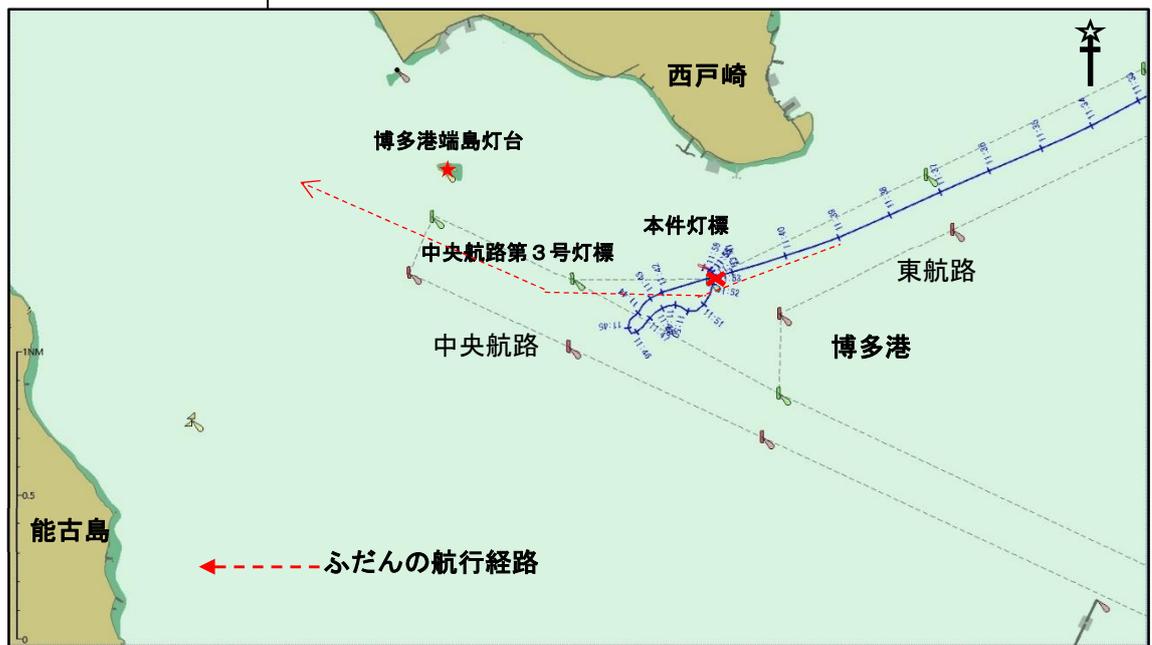


図1 航行経路図

<p>分析</p>	<p>本船は、東航路を西南西進中、船長が、レーダー等により自船及び本件灯標の位置を確認していなかったことから、本件灯標に接近していることに気付かず、本件灯標に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、中央航路に入航する大型船に意識を向けて目視していたことから、レーダー等により自船及び本件灯標の位置を確認していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、東航路を西南西進中、船長が、中央航路に入航する大型船に意識を向けて目視しており、レーダー等により自船及び本件灯標の位置を確認していなかったため、本件灯標に接近していることに気付かず、本件灯標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航路を航行中、特定の船舶のみに意識を向けることなく、レーダー及びGPSプロッターを活用し、自船及び航路標識の位置を確認しながら航行すること。